



平成 29 年 6 月 22 日

各位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社

代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎

(コード番号: 4572)

問合せ先 取締役経営管理本部長 山本 詠美

(TEL: 078-302-7075)

行使価額修正条項付き第 16 回及び第 17 回新株予約権(第三者割当て)の発行 及びコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 22 日開催の取締役会決議において、コミットメント条項付き新株予約権及び行使価額将来設定型新株予約権(第 16 回及び第 17 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))を第三者割当てにより発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 7 月 10 日	
		1,395 個	
(2)	発行新株予約権数	第 16 回新株予約権:930 個	
		第 17 回新株予約権: 465 個	
		総額 14, 109, 960 円	
		第 16 回新株予約権:新株予約権1個当たり 15,157 円(総額	
(3)	発 行 価 額	14, 096, 010 円)	
		第 17 回新株予約権:新株予約権1個当たり 30 円(総額 13,950	
		円)	
		潜在株式数:1,395,000 株	
		第 16 回新株予約権: 930,000 株	
	当該発行による	第 17 回新株予約権:465,000 株	
(4)	潜在株式数	本新株予約権1個当たりの潜在株式数は、いずれも1,000株です。	
	伯 仏 体	本新株予約権について、いずれも上限行使価額はありません。	
		本新株予約権について、いずれも下限行使価額は1,022円ですが、	
		下限行使価額においても、潜在株式数は 1,395,000 株です。	
(5)	調達資金の額	2, 373, 399, 960 円 (差引手取概算額)	
		当初行使価額は、いずれの本新株予約権についても、1,702円です。	
	行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	但し、第16回新株予約権の行使価額は、第16回新株予約権の各行	
		使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に	
(6)		相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る	
		場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。	
		また、第 17 回新株予約権の行使価額は、当社取締役会の決議によ	
		り行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本	

新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引 日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通 取引の終値の95%に相当する金額に修正されます(行使価額の将来 設定)。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはあ りません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属す るいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表され た場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融 商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含み ますがこれらに限られません。)が存在する場合には、当社は、上記 行使価額の修正を行うことができません。 (7)募集又は割当方法 第三者割当ての方法による (8) 当 予 定 メリルリンチ日本証券株式会社 当社は、メリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ日本 証券」といいます。)との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力 発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予 定です。当該第三者割当て契約において、以下の内容が定められて います。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資 金調達方法の概要」に記載しております。 ・ 当社による第 16 回新株予約権の行使の指定(第 17 回新株予約 (9)そ 他 権については、行使の指定に関する規定はありません。) ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ メリルリンチ日本証券による本新株予約権の取得に係る請求 なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会 の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合で も、上記のメリルリンチ日本証券の権利義務は、譲受人に引き継が れる旨が規定されております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達の目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、公募増資や MSCB 等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券より提案を受けた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 【本スキームの特徴】」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 【本スキームのデメリット】」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

いまだ有効な治療法が確立されていない疾患に対する医療ニーズであるアンメット・メディカル・ニーズは、近時の医療の進化・高度化に伴いますます高まってきており、特にがん疾患、関節リウマチ等の自己免疫炎症疾患、アルツハイマー病等の神経変性疾患の領域においては、科学の進歩に伴い徐々に明らかにされつつある病因を標的とした新しい治療法や医薬品への期待がさらに高まっております。

このような環境のなか、当社は、アンメット・メディカル・ニーズが高い疾患領域を中心に、低分子^(注1)の分子標的薬であるキナーゼ阻害薬の創製に取り組む創薬バイオベンチャー企業であります。 当社は、平成15(2003)年の創業以来、キナーゼというヒトの体内にあるタンパク質(リン酸化酵素)を標的とし、疾患の原因となっているキナーゼによる異常なシグナル伝達を阻害することにより病態を改善するキナーゼ阻害薬の研究開発に取り組んでおります。

当社が研究開発を行っているキナーゼ阻害薬は、米国FDA(the Food and Drug Administration^(注))において、平成13(2001)年にイマチニブ(商品名:グリベック*、製造販売元:ノバルティス社)が初めて承認されて以降、30種類以上にのぼるキナーゼ阻害剤が承認されており、慢性骨髄性白血病等の血液がん、腎細胞がんや乳がん等の固形がん、さらに2012年には関節リウマチを適応疾患とした新薬であるトファシチニブ(商品名:ゼルヤンツ*)がファイザー社により上市される等、適応疾患領域が広がりを見せております。また、がん領域においても、平成27(2015)年に承認されたパルボシクリブ(商品名:IBRANCE*、製造販売元:ファイザー社)は、細胞周期に関するキナーゼであるCDK4/6を阻害する全く新しい薬として、米国FDAより迅速承認を取得する等、画期的なキナーゼ阻害薬の登場は、細胞周期というすべての細胞が有する機構を利用した抗がん剤として、特定のがん腫のみに限定されず異なるがん腫に適用拡大可能な薬剤として、キナーゼ阻害薬の新たな可能性を示しております。

さらに、がん治療の分野において、がん免疫療法の新しいアプローチとしてオプジーボ*等の画期的な治療薬が相次いで承認され、実際に投与された患者の一部においてはがん腫が消滅し寛解する等、目覚しい成果を挙げております。一方、このようながん免疫療法において効果が認められない患者も多く存在することから、現在他の薬剤との併用療法が注目され、複数の治験が実施されております。キナーゼ阻害薬についてもがん免疫療法との併用療法の治験が進行しており、がん免疫療法の効果を高める薬剤としても、キナーゼ阻害薬は期待されております。

一方、これまで画期的な新薬を世に送り出してきた大手製薬企業においては、売上の柱となっていたブロックバスター(注3)製品が相次いで特許切れを迎えているなかで、重点疾患領域を絞り込み、優先順位が低い事業領域を他社に譲渡する等、事業再編、経営の効率化が進められております。このようななか、大手製薬企業は、画期的かつ有望な新薬を広く創薬バイオベンチャー等から導入(ライセンスイン)するオープンイノベーションを基盤とした経営に移行しており、現に米国FDAにおいて承認されるキナーゼ阻害薬の起源の多くが大手製薬企業ではなくバイオベンチャーが創製した化合物にあります。創薬バイオベンチャーが生み出した医薬品候補化合物を導入し、又はバイオベンチャーを買収することにより、パイプラインの充実を図っております。

当社は、このような事業環境のなか、がん及び免疫炎症疾患を重点領域として、画期的なキナーゼ阻害薬の創製を目指し研究開発を行ってまいりました。その成果として、平成27 (2015) 年6月にはJ&Jの医療用医薬品部門であるヤンセン・バイオテック社に、当社が開発したリウマチ治療薬の導出(ライセンスアウト)を果たし、さらに翌年の平成28 (2016) 年5月にはカナダのSierra Oncology社 (旧ProNAi Therapeutics社) に、当社が開発したがん疾患を標的としたCDC7キナーゼを阻害する医薬品候補化合物(SRA141)を導出いたしました。両化合物とも、通常では困難な前臨床試験段階での導出であることから、当社創薬プログラムの独自性、有用性が認められた成果であり、これら2年

連続の導出実績は、当社創薬における創薬技術力が世界に通用することを証明するものでもあります。

当社の創薬パイプラインは、当社独自のテーマ又はアカデミアとの共同研究により創出された First in Classの画期的医薬品候補化合物が多く、全世界で初めて実用化するために様々な研究開発を実施しております。このような画期的新薬を創出する研究分野においては試行錯誤の繰り返しが伴い、研究開発に投じる費用も大きくなります。そのため、当社は当社のキナーゼ阻害薬の創薬研究により培われた創薬基盤技術を駆使し、全世界の製薬企業等の創薬研究をサポートする創薬支援事業を並行して営んでおり、同事業で獲得した収益を、当社創薬事業における先行投資として研究開発費に充当しております。

今回の資金調達は、別記「4.調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の通り、複数有する当社の創薬プログラムにおいて、現在前臨床試験段階にあるBTK阻害薬プログラム及びTNIK阻害薬プログラム並びに今後前臨床試験段階に進む他の開発化合物の前臨床試験費用、さらに今後共同研究先の医療機関と協力して実施する開発化合物の臨床試験(医師主導治験)の実施費用及び社内体制の整備費用、加えてさらなる成長戦略を見据えて、今後創製を目指す新規パイプラインの創製に係る研究開発及び導入費用等に充当することを目的として実施いたします。当社は、今回の資金調達により、当社の研究開発のさらなる迅速化を図るとともに、財務基盤の強化を図るなかで、事業価値の最大化を目指してまいります。

- (注1) 低分子の薬剤は一般的に経口投与され、飲み薬として処方されます。点滴等の注射剤に比べ通院負担 が軽減されるとともに、比較的安価に製造が可能となる等、医療経済的な社会的価値も高い薬剤で す。
- (注2) 米国における日本の厚生労働省にあたる薬や食品等の規制等を行う省庁のこと。
- (注3)年間1千億円以上の大型の売上を計上する薬をいいます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする第16回及び第17回新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。第16回及び第17回新株予約権の概要は以下のとおりです。

(i) コミットメント条項付き新株予約権(第16回新株予約権)

コミットメント条項付き新株予約権は、行使価額修正条項に基づき発行当初から株価状況に応じて効率的に資金調達を行い(行使価額修正条項の内容は、別添の第 16 回新株予約権の発行要項第 10 項に記載されています。)、加えて、下記に記載するコミットメント条項(行使指定条項)を通じて、必要に応じて早期に資金を調達することを目的としております。但し、株価水準や手元流動性に応じて、下記に記載する停止指定を活用することで、不要な希薄化をコントロールすることも可能です。

(ii) 行使価額将来設定型新株予約権(第17回新株予約権)

行使価額将来設定型新株予約権は、将来の株価動向、事業上の資金ニーズ、潜在的な希薄化等に応じて、タイミングを見て機動的に、行使価額を直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額に設定して(行使価額の将来設定)、効率的に資金調達を図ることを目的とする新株予約権です。これは、新株予約権の発行時に将来の目標株価としての行使価額を定めることに

よる株価へのネガティブなインパクトを抑え、当社の事業計画や業績が市場に評価され、一定程度 株価が上昇したところで、行使価額を将来設定して機動的に資金を調達できる仕組みです。当初の 行使価額は発行決議日前営業日の終値に基づいて設定されますが、当社は、原則として、株価が一 定程度上昇するまでは行使価額の将来設定を行うこと及び資金調達を行うことを想定しておりま せん。当社は、将来株価が想定どおり上昇した場合において、当該時点の資金需要や市場環境等を 考慮しつつ、当初より高い株価で行使価額を設定して資金調達を行う予定です。新株予約権の発行 から行使価額を将来設定するまでの間、又は資金ニーズが他の資金調達手段でカバーされている間 は、下記に記載する行使停止により、必要に応じて行使をコントロールできる仕組みとなっており ます。

当社は、第 16 回及び第 17 回新株予約権に関して、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定(第16回新株予約権)】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き第16回新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別添発行要項第10項に記載されています。)をメリルリンチ日本証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」といいます。)できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の第16回新株予約権を、60取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から第16回新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の第16回新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる第 16 回新株予約権の数には一定の限度があり、第 16 回新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの 1 ヶ月間又は 3 ヶ月間における当社普通株式の 1 日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の 6 日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には 60 取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が第 16 回新株予約権の下限行使価額の 120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の停止 (第16回及び第17回新株予約権)】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、第16回新株予約権に関しては、上記の第16回新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【本新株予約権の取得に係る請求 (第16回及び第17回新株予約権)】

メリルリンチ日本証券は、平成29年7月11日から平成31年5月31日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成31年6月1日以降平成31年6月19日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場

合、当社は、本新株予約権の各発行要項第 14 項第(1) 号に従い、当該時点で残存する新株予約権の払 込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 15 取引日以内に本新株予約権を取得します。

【本新株予約権の譲渡(第16回及び第17回新株予約権)】

第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第 16 回新株予約権に関する行使指定並びに第 16 回及び第 17 回新株予約権の停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。

すなわち、コミットメント条項付き新株予約権(第 16 回新株予約権)については、当社に資金需要が発生し、新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が新株予約権の行使を希望しない場合には、新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法(エクイティ・コミットメントライン)です。

また、行使価額将来設定型新株予約権(第17回新株予約権)については、当初の行使価額による行使を前提としておらず、原則として、一定程度株価が上昇したときに、行使価額を将来設定して調達を行うため、事前の想定どおりに株価が上昇しない場合や、当社の資金ニーズが借入れ等によって満たされている限りにおいては、行使停止により行使をコントロールできるため、株式価値の不必要な希薄化は発生しないと考えます。かかる性質から、本新株予約権発行時において想定されている最大の希薄化に比べて不必要な希薄化は抑えられているものと考えられます。行使価額将来設定型新株予約権も当社が新株予約権の行使を希望しない場合には、新株予約権を行使することができない期間を指定することができます。

そのため、いずれの新株予約権も、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能であるとともに、株価 に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、上記「2.募集の目的及び理由」に記載した当社の現状の資金ニーズと業績見込みに鑑みますと、コミットメント条項付き新株予約権によって必要金額を一定期間のうちに調達した後に、株価上昇局面において行使価額将来設定型新株予約権の行使価額を将来設定して、現状よりも高い株価で資金調達することが可能と考えております。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 第 16 回新株予約権の目的である当社普通株式数は 930,000 株で一定であるため、株価動向によらず、当初最大増加株式数は限定されていること (平成 29 年 3 月 31 日の総議決権数 93,059 個(発行済株式総数 9,308,800 株) に対する最大希薄化率は、10.0%)。さらに第 17 回新株予約権で増加する株式数も、465,000 株(平成 29 年 3 月 31 日の総議決権数 93,059 個(発行済株式数 9,308,800 株)に対する最大希薄化率は、5.0%)で一定である上、株価が上昇したときに行使価額が修正されて行使されることが想定されるためさらに実質的な希薄化が抑えられていること。

- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して第16回新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の 全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑥ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑦ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益 の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームのうち第16回新株予約権では、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。
- ④ 新株予約権発行時に目標株価として行使価額を設定する新株予約権(ターゲット・イシュー・プログラム等)については、目標株価が株価の重石となって株価が上昇しないデメリットがあるのに対して、第 16 回新株予約権及び第 17 回新株予約権では、発行時の当社の業績のみならず、将来の市場環境や手元の資金ニーズ等の当社の状況に合わせて機動的に行使価額を修正又は設定することで株価へのマイナスのインパクトを最小限に抑えることができること。
- ⑤ 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享 受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ⑥ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり 利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる こと、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑦ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

- (1)調達する資金の額(差引手取概算額)
 - ・本新株予約権に係る調達資金本新株予約権の払込金額の総額本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

2,388,399 千円 14,109 千円 2,374,290 千円 発行諸費用(弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用等)

15,000 千円

• 差引手取概算額

2,373,399 千円

(注)上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 開発化合物の前臨床試験	1 000	平成 30 年 1 月~
(1) 用先行台初V/削端/木科級	1,000	平成 31 年 12 月
② 開発化合物の臨床試験実施(第 I 相試験)	500	平成 31 年 1 月~
② 開発化音物の端外試験美胞(第1作試験)	500	平成 32 年 12 月
③ 新規パイプラインの創製及び導入	873	平成 30 年 1 月~
の 利規バイク / インの創設及い等八	013	平成 32 年 12 月

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途について の詳細は以下のとおりです。

① 開発化合物の前臨床試験

当社保有の創薬パイプラインにおいて、最適化研究が終了し開発化合物として選択した医薬品候補化合物については、適宜、前臨床試験を実施し、臨床試験へ進め、パイプラインの付加価値の向上を図ってまいります。

具体的には、関節リウマチ等の自己免疫疾患を標的としたファーストインクラスの薬剤として期待されている AS-871 の前臨床試験に資金を充当することを予定しております。AS-871 はブルトン型チロシンキナーゼ (BTK) を標的とした選択的 BTK 阻害薬の医薬品候補化合物であり、免疫機構で重要な役割を担うマクロファージや B 細胞のシグナル伝達を直接阻害するため、既存薬とは全く異なる作用機序を持つ新規関節リウマチ治療薬として期待されています。また AS-871 のバックアップ化合物の開発も順調に進んでおり、医薬品候補化合物の選択後、速やかに前臨床試験を実施する予定です。

また国立がん研究センターとの共同研究で見いだされた TNIK キナーゼを標的とした医薬品候補化合物 (NCB-0846) 及びそのバックアップ化合物についても、治験申請に必要な各種試験を速やかに実施するために資金を充当する予定です。

また上記パイプラインの他にも、現在保有している他の創薬プログラム(白血病幹細胞プログラム、免疫炎症疾患プログラム、神経変性疾患プログラム等)から創出される医薬品候補化合物について、継続的に前臨床試験を実施するために資金を充当することを予定しております。

② 開発化合物の臨床試験実施(第 I 相試験)

当社保有パイプラインのうち、当社の重点疾患領域である「がん」を対象としたパイプラインについては、治験申請に必要な前臨床試験の結果が揃い次第、共同研究先の医療機関と協力しながら、医師主導治験(第Ⅰ相試験:主に安全性を確認する試験)を実施していく予定です。

今回の資金調達に係る資金については、臨床試験の準備に伴う人材の確保等の社内体制の構築及び試験実施にかかる費用に充当することを予定しております。

③ 新規パイプラインの創製及び導入

当社の保有するキナーゼ創薬技術や細胞スクリーニング技術による新たな新薬候補化合物の探索にも注力し、継続的なパイプラインの創出を目指します。今回の資金調達に係る資金については、このために必要となる、新規化合物ライブラリの購入、新規誘導体の合成委託費、薬物動態や薬効試験等の外注委託費の支払い、社内における化学合成、薬理研究等の人件費、試薬・消耗品の購入費用、及び人員拡充等に充当する予定です。

さらにアカデミアやバイオベンチャー企業等との共同研究を通じて、キナーゼ以外の新規ターゲットに対するパイプラインの拡充を進め、当社が保有するキナーゼ阻害剤とこれらのパイプラインとのコンビネーションによるシナジー効果により、より効果が高い治療法の開発を進め、パイプラインの付加価値を高めていきたいと考えております。今回の資金調達に係る資金については、このような目的に合致する新規パイプラインの導入、共同研究に係る費用等にも充当する予定であります。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定でおります。
 - 2. 上記資金使途は、平成32年12月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資 金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、資金を使用する 優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に 満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性がありま す。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記の③新規パイプラインの創製 及び導入の費用に充当する予定であります。

また、割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、第16回新株予約権に関して、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに適時開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュ

レーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(第 16 回新株予約権につき 14,900円~15,157円、第 17 回新株予約権につき 27円~30円)を参考として、本新株予約権 1 個の払込金額を第 16 回新株予約権は金 15,157円、第 17 回新株予約権は金 30円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年6月21日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正、又は行使価額の修正に係る取締役会の決議に関する通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の95%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である1,022円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11.最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況(4)最近の株価の状況②最近6か月間の状況」及び「③発行決議日前日における株価」に記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であり、本新株予約権の発行は、有利発行に該当しないものと考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、その評価手法を含めて検討した結果、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額の上限額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成29年3月31日現在の総議決権数93,059個(発行済株式総数9,308,800株)に対して最大15.0%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 1,395,000 株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は74,572 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(1)割目が足元の概要								
(1)	名		称	メリルリンチ日本証券株式会社				
(2)	所	在	地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング				
(3)	代表者の	つ役職・	氏名	代表取締役社長 瀬口				
(4)	事 業	内	容	金融商品取引業				
(5)	資	本	金	119,440 百万円				
(6)	設 立	年 月	日	平成 10 年 2 月 26 日	平成 10 年 2 月 26 日			
(7)	発行	済 株 式	数数	2, 388, 801 株	2, 388, 801 株			
(8)	決	算	期	12月31日(*1)				
(9)	従業	員	数	718名				
(10)	主要	取 引	先	機関投資家、政府機関	引、内外の事業法人・金	融法人		
(11)	→ == :	ris 21 AF	1 4=	三井住友銀行、三菱東	〔京 UFJ 銀行、みずほ銀	行、		
(11)	主要	取 引 銀	t 1J	バンク・オブ・アメリ	カ・エヌ・エイ東京支	店		
(12)	十 #: 十 7	スッド 七十十	LL 호	メリルリンチ・インタ	'ーナショナル・インコ	ーポレーテッド		
	八休土	及び持株	儿平	100%				
(13)	当事会	社間の	関 係					
	資 本	関	係	該当事項はありません。(*2)				
	人的	」 関	係	該当事項はありません。				
	取引	関	係	該当事項はありません。				
	関連 当該 当	事 者 ~	へ の 況	該当事項はありません。				
(14) 最近3年間の経営成績及び				とび財政状態(単位:百	万円)(*1)			
		決	算期	平成27年3月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期		
営	業	収	益	53, 590	39, 348	49, 983		
営	業	利	益	△803	△703	437		
経	常	利	益	△969	△1, 431	443		
当	期 糾	i 利	益	△6, 946	△2, 025	2, 742		
純	資		産	167, 122	165, 096	162, 353		
総	資		産	6, 163, 319 7, 298, 716 3, 160, 7				
1株	当たり当期	純利益(円)	△2, 908	△848	1, 148		
1株当たり配当金(円)			円)	_	_	_		
1 株	1株当たり純資産(円)			69, 961	69, 112	67, 964		
	工作日化 / 和 英 压 (11)							

- (*1) メリルリンチ日本証券は親会社との決算期の統一を行い、経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、平成27年12月期から決算日を従来の毎年3月31日から毎年12月31日に変更しております。この変更に伴い、平成27年12月期に係る会計年度の期間は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となっております。
- (*2) 当事会社間の資本関係に関して、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は 考慮しておりません。
- (注)当社は、メリルリンチ日本証券が反社会的勢力でない旨のチェックを行い、反社会的勢力に該当 しないことを確認いたしました。なお、メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者

であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先及び調達方法を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案も受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、「1.募集の概要及び「3.資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 【本スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、いずれの回号の本新株予約権についても、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの平成29年5月26日提出の有価証券報告書及び割当予定先の平

成28年12月期の事業概要(金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるメリルリンチ 日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結す る予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 28 年 12 月 31 日現在)					
氏名	持株数	持株比率			
小野薬品工業株式会社	1, 009, 000	10. 92			
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	434, 900	4. 70			
吉野 公一郎	270, 600	2. 92			
株式会社SBI証券	257, 000	2. 78			
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	214, 900	2. 32			
松井証券株式会社	137, 800	1. 49			
カルナバイオサイエンス役員持株会	97, 000	1.04			
相川 法男	70,000	0.75			
村山 俊彦	64, 500	0.69			
鈴木 隆啓	62, 000	0.67			

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に 係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
 - 2.「持株比率」は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成29年12月期の当社の連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6.発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成29年3月31日現在の総議決権数に対して最大15.0%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
売 上 高	611, 760	1, 569, 205	811, 598
営業利益又は営業損失(△)	△634, 949	472, 781	△423, 977
経常利益又は経常損失(△)	△607, 177	492, 233	△440, 657
親会社株主に帰属する当期純利			
益又は親会社株主に帰属する当	△846, 717	456, 388	△289, 940
期純損失 (△)			
1株当たり当期純利益金額又は			
1株当たり当期純損失金額	△102. 18	52.61	△31. 64
(△)(円)			
1株当たり配当金(円)	_	_	_
1株当たり純資産額(円)	98.69	208. 78	187. 73

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年4月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	9, 311, 300 株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	454,800 株	4.88%
下限値の転換価額(行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	_	_
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	_	

(注)上記潜在株式数は、当社の第15回有償新株予約権に係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	株式数	発行済株式数に対する比率			
発 行 済 株 式 数	9, 311, 300 株	100.0%			
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,849,800 株	19.87%			
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,849,800 株	19.87%			
上限値の転換価額 (行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。			

(注)上記潜在株式数は、平成29年4月30日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在 株式数を加えた数を記載しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
始 値	745 円	747 円	2,707 円
高 値	1,424 円	6,030 円	4, 180 円
安 値	410 円	650 円	1,313 円
終値	754 円	2,722 円	2, 125 円

② 最近6か月間の状況

	平成 29 年 1 月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	2,299 円	2,166 円	2,081 円	1,879円	1,711 円	1,720円
高 値	2,440 円	2,357円	2,160円	1,943 円	1,862 円	1,773 円
安 値	2, 163 円	2,056 円	1,872円	1,616円	1,700円	1,660円
終値	2,210円	2,100円	1,908円	1,711円	1,733 円	1,702円

⁽注) 平成29年6月の株価については、平成29年6月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 29 年 6 月 21 日
始 値	1,700 円
高 値	1,704 円
安 値	1,660 円
終値	1,702 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

以 上

(別紙1)

カルナバイオサイエンス株式会社第 16 回新株予約権(第三者割当て) 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

カルナバイオサイエンス株式会社第 16 回新株予約権 (第三者割当て)(以下「本新株予約権」 という。)

2. 申 込 期 間

平成 29 年 7 月 10 日

3. 割 当 日

平成 29 年 7 月 10 日

4. 払 込 期 日

平成 29 年 7 月 10 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割り当て る。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式930,000 株とする(本新株 予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000 株とする。)。但 し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的 である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数

930 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 15, 157 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 15. 157 円)

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,702円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,022円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使 価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、 無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株 主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用す る。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普 通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後) × 調整前行使価額により 行使価額 - 行使価額 ※ 当該期間内に交付された株式数 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五 入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、 本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権を行使することができる期間 平成29年7月11日から平成31年7月10日までとする。
- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり 15,157 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転 (以下「組織再編行為」という。) につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為 の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり15,157円の価額で、本新株予約権者(当社を除 く。) の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり15,157円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金15,157円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年6月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 神戸支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙2)

カルナバイオサイエンス株式会社第 17 回新株予約権(第三者割当て) 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

カルナバイオサイエンス株式会社第 17 回新株予約権 (第三者割当て)(以下「本新株予約権」 という。)

2. 申 込 期 間

平成 29 年 7 月 10 日

3. 割 当 日

平成 29 年 7 月 10 日

4. 払 込 期 日

平成 29 年 7 月 10 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割り当て る。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 465,000 株とする(本新株 予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数

465 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金30円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.03円)

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,702円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成29年7月11日以降平成31年7月9日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が1,022円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 上記第(1)号にかかわらず、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式 数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使 価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、 無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株 主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用す る。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部 が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払 込期日 (新株予約権の場合は割当日)以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日以降これ を適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その 日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普 通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。



この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五 入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、 本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づき行使価額の修正が行われる日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権を行使することができる期間 平成29年7月11日から平成31年7月10日までとする。
- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり 30 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転 (以下「組織再編行為」という。) につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為 の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり30円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。) の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり30円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に 第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮

し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金30円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平

成29年6月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 神戸支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上